

医療法人徳洲会 成田富里徳洲会病院 登録医規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人徳洲会 成田富里徳洲会病院（以下「成田富里徳洲会病院」という）と地域の医療機関との連携を保ち、各々が役割分担をしながら、患者に安心・安全な医療を提供できる体制を確立するため、成田富里徳洲会病院における登録医制度について定めるものである。

(責務)

第2条 登録医は、登録医から紹介された患者（以下「紹介患者」という）のためにできる限り患者情報を提供すること。

- 2 登録医は、紹介入院患者のために診療上必要と思われる事項について、成田富里徳洲会病院の主治医と意見を交換し、患者に最適な医療が行われるよう努めなければならない。
- 3 登録医は、診療過程において知り得た相手方の患者の個人情報については、本人又は身元引受人等の書面による事前の同意がなければ第3者に開示してはならない。但し、以下の場合、その他正当の理由がある場合は、この限りではない。
 - (1) 裁判所命令または嘱託により開示が求められた場合
 - (2) 法令上の届出義務のある場合

(権利)

第3条 登録医は、紹介患者について、主治医立会いのもと、次のことに関わることができる。

- (1) 面談
 - (2) 治療に関する情報交換、カンファレンスへの参加
 - (3) カルテ、検査結果、レントゲン写真、CT画像、MRI画像等の閲覧
- 2 登録医は成田富里徳洲会病院の医療機器を共同利用することができる。
- (1) コンピューター断層撮影装置「CT」
 - (2) 磁気共鳴コンピューター断層装置「MRI」

(紹介及び逆紹介)

第4条 成田富里徳洲会病院は、紹介患者について、診療及び入院を迅速に行うよう努めるものとする。

- 2 成田富里徳洲会病院は、紹介患者に関する診療情報について、診療後、速やかに登録医に報告するものとする。
- 3 成田富里徳洲会病院は、病状が安定した紹介患者について、原則として登録医に逆紹介するものとする。また、それ以外の患者についても、登録医に紹介するよう努めるものとする。

(登録、期間・更新)

第5条 成田富里徳洲会病院の登録医になることを希望する医師は、別紙様式1「登録医申込書」により、成田富里徳洲会病院 院長あて登録申請を行う。

登録医には、「登録医証」を交付するとともに、成田富里徳洲会病院のホームページに、登録医名、医療機関名を掲載する。

- 2 有効期間・更新 登録の有効期間は登録医証交付日から1年間とし、有効期間の日の1ヵ月前までに、双方に特別意思表示がない場合には、さらに1年間の更新がなされたものとし、その後も同様とする。

(登録内容変更、登録の辞退、登録取り消し)

第6条 登録内容の変更 登録内容に変更が生じた場合は、別紙様式2「登録内容変更届」を成田富里徳洲会病院 院長あて提出する。

- 2 登録医を辞退するときは、別紙様式3「登録医辞退届」を成田富里徳洲会病院 院長あて提出するとともに、登録医証を返却するものとする。
- 3 登録の取り消しは、登録医に諸規則に違反する行為があった場合又は成田富里徳洲会病院の登録医として相応しくないと認められた場合は、「医療連携推進委員会」に諮った上で、有効期間の満了を待たず、登録を取り消すことができる。

附則

この規程は、令和2年1月6日から施行する。